

「伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）」に係るパブリックコメント

森 篤（伊東市宇佐美 403-2）

条	伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）	意見	
		修正等（赤字は修正、追加部分）	理由等
	(条例の名称) 伊東市長等の政治倫理に関する条例	(条例の名称) 伊東市長等の政治倫理に関する条例 伊東市長汚職 防止条例	本条例は、旧伊東市長の汚職事件を契機として、その再発を防止するためにこそ制定されなければならないと考えます。 そもそもこの場合、倫理とは己を律することだと思っておりますので、倫理を条例で扱うことには違和感を覚えます。また、条例制定の背景から考えると、既にいくつかの自治体で制定されているいわゆる政治倫理条例に倣うのではなく、明確に市長の汚職を防止するための伊東市独自の条例として制定すべきだと考えます。
01	(目的) 第1条 この条例は、市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、 市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）の職務に係る倫理の保持に資 市長(副市長が市長の職務を代理するに至ったときはその副市長を含む)の汚職を防止するため、市長の汚職を抑止する環境を醸成するなどの必要な措置を講じることにより、また、市長の職務の執行	市長には、副市長、教育長を解職、罷免できる権限があるので、副市長、教育長を市長と同列に扱うことは不相当だと考えます。この条例では市長に絞って扱うべきだと考えます。

		を不断の市民の監視下に置くことにより、市政に対する市民の信頼を回復、確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	本条例の目的は、既にいくつかの自治体で制定されているいわゆる政治倫理を市長に求めるものではなく、市長の汚職を抑止する環境の醸成と市長の職務を不断の市民の監視下に置くという二つの視点に立脚すべきだと考えます。
02	<p>(市長等及び市民の責務)</p> <p>第2条 市長等は、その市政を執行する権能が市民の信託によるものであることを深く自覚し、誠実に職務を執行しなければならない。</p> <p>2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つとともに、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、市長等に対して、その権限に基づく影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。</p>	<p>(市長等及び市民の責務)</p> <p>第2条 市長等は、その市政を執行する権能が市民の信託によるものであることを深く自覚し、自ら進んでその高潔性を明らかにし、誠実に職務を執行しなければならない。</p> <p>2 市民は、主権者として、市長の職務が誠実に執行されるよう監視しなければならない。自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つとともに、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、市長等に対して、その権限に基づく影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。</p>	<p>市長の誠実な職務の執行にとって、市民の信託によるもの自覚だけでは不十分であり、進んで高潔性を明らかにする積極性も必要であると考えます。</p> <p>市長が誠実に職務を執行することが主眼であり、市民に倫理観を求める条例ではありませんから、ここで、市民に自覚を促したり、何々を行ってはならないという市民に対する禁止あるいは規制に言及すべきではないと考えます。</p> <p>この場面では、市長の職務を監視することが、市民の責務であると考えます。</p>
03	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 市長等は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)その地位又は権限を利用して金品を授受しないこと。</p> <p>(2)政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄</p>	<p>(政治倫理汚職防止基準)</p> <p>第3条 市長等は、次の各号に掲げる政治倫理汚職防止基準を遵守しなければならない。ただし、直ちに法令違反となる行為については、該当法令に基づかなければならない。</p> <p>(1)理由の如何、慣習の如何を問わず、その地位又は権限を利用して金品を授受しないこと。</p> <p>(2)政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある</p>	<p>そもそも倫理とは己を律するものですから、倫理基準などというものを条例で定めて、それに従わせるというのはおかしい話です。倫理という言葉に冠した法律や条例は既にあるとはいっても、伊東市の状況に即して、倫理という言葉は不適当だと考えます。</p>

<p>附を受けないものとし、市長にあっては、その後援団体についても当該寄附を受領させないこと。</p> <p>(3)市及び市の出資法人が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分その他の行為に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4)市職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(5)品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p>	<p>寄附を受けないものとし、市長にあっては、その後援団体についても当該寄附を受領させないこと。</p> <p>(3)市及び市の出資法人が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分その他の行為に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4)市職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(5)品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p>	<p>余りに抽象的に過ぎ、基準として客観的な評価ができないので、削除すべきだと考えます。</p>
	<p>(職員の通報義務)</p> <p>第4条 職員（副市長を含む）は、市長が前条に規定する汚職防止基準に抵触する行為をしたことを知ったときは、速やかに第5条に規定する市政監察委員会に通報しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項により通報した職員に対して、通報したことを理由に不平等な扱いをしてはならない。</p>	<p>職員は、市長の身近で汚職に関わる情報を知りやすい場合もある訳ですから、条例により通報の義務を課すことにより、通報する職員の逡巡による精神的な負担を軽減できるものと考えます。</p> <p>職員の地位保全を担保しておくことは大切なことだと考えます。</p>
	<p>(会議等の記録の作成)</p> <p>第5条 市長は、市長が出席する会議、交渉、打合せ、陳情等の応対等(以下「会議等」という。)は、市長の発言内容を含めてその記録を作成しなければならない。</p> <p>2 市長一人で出席する会議等については、市長自らその記録を作成しなければならない。</p>	<p>佃前市長の汚職事件を事前に感知することができなかったのは、市長がする交渉に係る記録が作成されていないことに大きな要因があると思われるので、市長の汚職防止には、記録の作成が必要であることは言うまでもないと考えます。記録の作成を義務化することにより、汚職の抑止が働くものと考えます。</p>

		<p>3 第1項及び第2項により作成した記録は、適正な方法により管理しなければならない。</p>	
		<p>(市政監察委員会の設置)</p> <p>第6条 市長の汚職防止に関する調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市政監察委員会（以下「監察委員会」という。）を置く。</p>	<p>市長の汚職防止を具体的に扱う機関として、「市政監察委員会」を設置すべきだと考えます。伊東市という行政組織自身が己を律する仕組みを持つことが即ち伊東市の倫理を保持することになります。</p> <p>市長（仮にそれが機関であるとしても）に倫理を要求する制度をつくるのではなく、伊東市自身の内に、己を律する仕組みをつくるのが大事だと考えます。それが組織の矜持というものだと考えます。そして、そのことが組織の品位を向上させることにつながるものと考えます。</p> <p>市長を監察する機関が、法的に市長（執行機関）の付属機関だということもおかしいかも知れませんが、この機関を法的に位置づけるには許容の範囲だと考えます。</p>
		<p>(監察委員会の所掌事務)</p> <p>第7条 委員会は、次の事由があった場合は、市長の汚職防止に係る事実関係について調査等を行う。</p> <p>(1) 第3条第1項各号に掲げる汚職防止基準に抵触するおそれがあると監察委員会が判断したとき</p> <p>(2) 第3条第2項による通報があり、監察委員会が調査等の必要があると判断したとき</p> <p>(3) 市民から第3条第1項各号に掲げる汚職防止基</p>	<p>監察委員会の所掌事務は、第三者的な立場から汚職防止にかかる事実関係を調査等することです。</p> <p>市民が汚職と疑われる市長の行為を発見し</p>

	<p>準に抵触するおそれがあるとの通報があり、監察委員会が調査等の必要があると判断したとき</p> <p>(4) その他市長に汚職の恐れがあると監察委員会が判断したとき</p> <p>2 監察委員会は、前項の調査等を行うため、市長その他の関係人に対し、説明又は資料の提供等を求めることができる。</p> <p>3 市長は、監察委員会の調査等に協力しなければならない。</p> <p>4 監察委員会は、調査等に関し次の各号の行為をしなければならない。</p> <p>(1) 調査の過程で、適切なときに市長から事情を聞くこと。</p> <p>(2) 調査等の結果を公表すること。</p> <p>(3) 調査等の結果、市長に違法性があると判断したときは、捜査機関に通報すること。</p>	<p>たとしても、何人以上の連署がなければ、通報できないような重たい仕組みではなく、広く情報収集という視点から考えて、一人であっても通報を受ける仕組みにすべきと考えます。不確かあるいは偽の情報もあろうかと思いますので、そこは監察委員会が判断することになります。</p>
	<p>(監察委員会の組織及び委員)</p> <p>第8条 監察委員会は、委員7人以内で組織し、法律又は会計に関する専門的知識を有する者等のうちから、議会が推薦し市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 監察委員会に会長及び副会長を置き、委員の互</p>	<p>監察委員の選任に当たっては市長の恣意性を排除するために、「議会」が推薦すべきだと考えます。</p>

	<p>選によって、これを定める。</p> <p>4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>6 職員若干名をもって監察委員会の事務局にあてる。</p> <p>7 市長は監察委員会の事務局員の職務の執行を妨げてはならない。</p> <p>8 委員及び事務局員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>9 監察委員会の事務局に関し必要な事項は監察委員会の会長が別に定める。</p>	<p>監察委員会の効果的、合理的な業務を担保するため、条例に事務局の設置を明記すべきだと考えます。</p>
	<p>(監察委員会の会議)</p> <p>第9条 監察委員会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに選任された委員による最初の監察委員会については、市長がこれを招集する。</p> <p>2 監察委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 監察委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p>	

	<p>4 監察委員会の会議は、非公開とする。</p> <p>5 監察委員会の会議は、会議記録を作成する。</p>	<p>監察委員会の職務の性格上、市長以外の個人名等の個人情報扱を扱わざるを得ませんので非公開にすべきと考えます。</p> <p>監察委員会の公正性は、会議記録で担保できると考えます。ただし、これを公開（一部公開を含む）できるか否かは、また、別の判断が働く場合もあろうかと考えます。</p> <p>総体としては、監察委員会は調査等の結果を公表することとしていますので、そこでも公正性は担保できると考えます。</p>	
	<p>（報酬及び費用弁償）</p> <p>第10条 監察委員は無報酬とする。</p> <p>2 監察委員の費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和22年伊東市条例第3号)に定めるその他法令及び条例に規定する委員の例による。</p>	<p>市長との利害関係をできるだけ希薄にするため、無報酬とします。</p>	
	<p>* 「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」は、本条例とは切り離し廃止しない。</p> <p>* 条例(案)第4条から、第18条までは、以下のとおり、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」の一部改正として扱う。</p>	<p>市長の資産の公開に関する事項は、市長の汚職防止と密接に関連するものですが、それはそれで、従来の条例としておくべきだと考えます。いくつかの自治体がそうしているように、市長の資産の公開に係る条例を統合することにより、「汚職防止」の意味合いが薄れてしまうものと考えています。</p>	
04	<p>（資産等報告書及び資産等補充報告書の作成）</p> <p>第4条 市長はその任期開始の日（再選挙により市</p>	<p>* 「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」の第2条として、条例(案)の</p>	<p>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に関わる事項として</p>

長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。

(1)土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

(2)建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

(3)建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

(4)預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額

(5)有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）

(6)自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。） 種類及び数量

(7)ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することがで

とおりに改正する。

考えます。

	<p>きるものに限る。) ゴルフ場の名称</p> <p>(8) 貸付金 (生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額</p> <p>(9) 借入金 (生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額</p> <p>2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。</p>		
05	<p>(所得等報告書の作成)</p> <p>第5条 市長 (前年1年間を通じて市長であった者 (任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者) に限る。) は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間 (当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過するまでの間) に、作成しなければならない。</p> <p>(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額 (当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)</p>	<p>* 「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」の第3条として、改正しないものとする。</p>	<p>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に関わる事項として考えます。</p>

	<p>ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各取得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）</p> <p>イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって規則で定めるもの</p> <p>(2)前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）</p>		
06	<p>（関連会社等報告書の作成）</p> <p>第6条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過するまでの間）に、作成しなければならない。</p>	<p>*「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」の第4条として、改正しないものとする。</p>	<p>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に関わる事項として考えます。</p>
	<p>（資産等報告書等の保存及び閲覧）</p>	<p>*条例(案)のとおり、「政治倫理の確立のための</p>	<p>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産</p>

07	<p>第7条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書（以下「資産等報告書等」という。）は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。</p>	<p>伊東市長の資産等の公開に関する条例」の第5条を改正する。</p>	<p>等の公開に関する条例」に関わる事項として考えます。</p>
08	<p>（資産等報告書等の審査）</p> <p>第8条 市長は、資産等報告書等を作成したときは、当該資産等報告書等の写しを、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日までに、第10条の規定により設置される伊東市政治倫理審査会（第10条を除き、以下「審査会」という。）に提出し、その審査を求めなければならない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による審査の求めがあったときは、これを審査し、当該審査を求められた日の翌日から起算して90日以内にその結果に関する報告書（以下「審査報告書」という。）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>*条例(案)第8条から第18条まで、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</p>	<p>公開された市長の資産等に関する書類を審査する必要はないと考えます。公開により、市長の資産の状況を不断に市民の監視と批判の下におくものだと思いますので、行政が設置した組織が審査し、なにがしかの結論を出してしまったのでは、「公開」の意味が薄まってしまうものと考えます。従って、「政治倫理審査会」の設置は必要ないと考えます。</p>
09	<p>（審査報告書の公表等）</p> <p>第9条 市長は前条の規定により審査報告書の提出を受けたときは、その要旨を速やかに公表しなければならない。</p> <p>2 第7条の規定は、審査報告書について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを作成す</p>	<p>*条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</p>	

	べき期間の末日」とあるのは、「審査報告書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。		
10	<p>(伊東市政治倫理審査会の設置)</p> <p>第10条 市長等の政治倫理に関する審査、調査等を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊東市政治倫理審査会を置く。</p>	* 条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。	倫理は自らを律することです。また、独り慎むことです。人の倫理を審査するのでは、品位に欠け、名誉を貶める行為になってしまうのではないかと考えます。
11	<p>(審査会の所掌事務)</p> <p>第11条 審査会は、次の各号に掲げる事務を行う。 (1)この条例の規定に基づき市長から求められた審査又は調査を行い、その結果を市長に報告すること。 (2)前号に掲げるもののほか、市長等の政治倫理の確立に関する重要な事項について調査審議をし、市長に意見を述べること。 2 審査会は、前項の事務を行うため、市長等その他の関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他の必要な調査を行うことができる。</p>	* 条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。	
12	<p>(審査会の組織及び委員)</p> <p>第12条 審査会は、委員5人以内で組織し、法律又は会計に関する専門的知識を有する者等のうちから市長が委嘱する。 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 3 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があると</p>	* 条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。	

	<p>き又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p>		
13	<p>(審査会の会議)</p> <p>第13条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに選任された委員による最初の審査会については、市長がこれを招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 審査会の会議は、公開とする。ただし、特別な理由がある場合において出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。</p>	<p>* 条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</p>	
14	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第14条 委員の報酬並びに費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和22年伊東市条例第3号)に定めるその他法令及び条例に規定する委員の例による。</p>	<p>* 条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</p>	
15	<p>(市民の調査請求権)</p> <p>第15条 資産等報告書等に事実と異なる記載がなされている疑いがあるとき、又は市長等が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民(以下「市民」という。)50人以上の者の連署をもって、その代表者(以下「調査請求代表者」という。)から</p>	<p>* 条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</p>	

	<p>市長に対し、これを証する資料を添付して調査を請求することができる。</p> <p>(1)第3条に規定する政治倫理基準</p> <p>(2)第22条に規定する請負等に関する遵守事項</p> <p>2 市長は、前項の規定による調査の請求を受けたときは、当該請求が同項に定める要件を満たすものであることを確認した後、速やかに審査会に調査審議を求めなければならない。</p> <p>3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して90日を経過する日までに、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、その内容を調査請求代表者に通知しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による調査審議の結果の報告があったときは、速やかに当該報告の概要を公表しなければならない。</p> <p>5 第7条の規定は、調査報告書について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを作成すべき期間の末日」とあるのは、「調査報告書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。</p>		
16	<p>(市長等の協力義務)</p> <p>第16条 市長等は、審査会からの求めがあるときは、調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならない。</p>	<p>*条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</p>	
17	<p>(市長等が講じるべき措置)</p> <p>第17条 市長等は、審査会の審査報告書又は調査</p>	<p>*条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</p>	

	<p>報告書において資産等報告書等に事実と異なる記載がある旨又は市長等の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、資産等報告書等の記載の訂正その他の政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の措置を自ら講じない者があるときは、市の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じるものとする。</p>		
18	<p>(虚偽説明等の公表)</p> <p>第18条 審査会は、市長等が審査会に対し、事実と異なる説明をし、審査若しくは調査に協力せず、又は審査会の審査報告書若しくは調査報告書の要旨の公表を怠っていると認めるときは、期限を定めてその是正を市長に求めることができる。</p> <p>2 審査会は、市長等が期限までに正当な理由がなく前項の是正をしないときその他必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。この場合において、審査会は、市長等に対しあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>* 条例(案)は「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</p>	
19	<p>(職務関連犯罪による起訴後の説明会)</p> <p>第19条 市長は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)による容疑で起</p>	<p>(職務関連犯罪による起訴後の説明会)</p> <p>第19条 市長は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)による</p>	<p>「市長の汚職を防止するため、市長の汚職を抑止する環境を醸成するなどの必要な措置を講じることにより、また、市長の職務の執行を不断の市民の監視下に置くことにより、市政に対する市民の信頼を回復、確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する」という本条例案(私の条例案)の目的と</p>

<p>訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、説明会を開催し、その理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>2 副市長又は教育長が職務関連犯罪による容疑で起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長に説明会の開催を求めるとともに、その説明会に出席して、その理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>3 市民は、前2項の説明会が開催されないときは、有権者50人以上の者の署名をもって、その代表者により、市長等が起訴された日後30日から50日までの期間内に、市長に説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該市長等は、その説明会に出席して、その職にとどまろうとする理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>4 市民は、説明会に出席し、当該市長等に対して質問することができる。</p> <p>5 説明会の開催及び運営についての手続は、市長が別に定める。</p>	<p>容疑で起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、説明会を開催し、その理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>2 副市長又は教育長が職務関連犯罪による容疑で起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長に説明会の開催を求めるとともに、その説明会に出席して、その理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>3 市民は、前2項の説明会が開催されないときは、有権者50人以上の者の署名をもって、その代表者により、市長等が起訴された日後30日から50日までの期間内に、市長に説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該市長等は、その説明会に出席して、その職にとどまろうとする理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>4 市民は、説明会に出席し、当該市長等に対して質問することができる。</p> <p>5 説明会の開催及び運営についての手続は、市長が別に定める。</p>	<p>は、場面が違うのではないかと思いますので、条例(案)第19条から第21条は削除すべきと考えます。</p>
<p>20 (職務関連犯罪による有罪判決後の説明会)</p> <p>第20条 前条の規定は、市長等が職務関連犯罪による有罪の第一審判決を受けた後、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「容疑で起訴された後」とあるのは「有罪の第一審判決を受けた後」と、同条第3項中「起訴された日後」とあるのは「有罪の第一審判決を受けた日後」と読み替えるものとする。</p>	<p>(職務関連犯罪による有罪判決後の説明会)</p> <p>第20条 前条の規定は、市長等が職務関連犯罪による有罪の第一審判決を受けた後、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「容疑で起訴された後」とあるのは「有罪の第一審判決を受けた後」と、同条第3項中「起訴された日後」とあるのは「有罪の第一審判決を受けた日後」と読み替えるものとする。</p>	

21	<p>(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)</p> <p>第21条 市長等が職務関連犯罪により有罪が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、当該市長等は、市民に対する責任をとるため、辞職手続を執るものとする。</p>	<p>(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)</p> <p>第21条 市長等が職務関連犯罪により有罪が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、当該市長等は、市民に対する責任をとるため、辞職手続を執るものとする。</p>	
22	<p>(請負等に関する遵守事項)</p> <p>第22条 市長等、その配偶者及び二親等以内の親族が役員をしている会社その他の法人(市の出資法人(市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人をいう。以下この条において同じ。)を除く。)は、地方自治法第142条(第166条第2項で準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項における市長等の兼業禁止に関する規定の趣旨を尊重し、市若しくは市の出資法人との間の工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請負若しくは再委託に関する契約を辞退するよう努めなければならない。</p>	<p>(請負等に関する遵守事項)</p> <p>第22条 11条 市長等、その配偶者及び二親等以内の親族が役員をしている会社その他の法人(市の出資法人(市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人をいう。以下この条において同じ。)を除く。)は、地方自治法第142条(第166条第2項で準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項における市長等の兼業禁止に関する規定の趣旨を尊重し、市若しくは市の出資法人との間の工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請負若しくは再委託に関する契約を辞退するよう努めなければならない。</p>	
23	<p>(委任)</p> <p>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第23条 12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開)</p>	

<p>に関する条例の廃止)</p> <p>2 政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例（平成7年伊東市条例第34号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。</p> <p>（旧条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>3 旧条例第2条から第4条までの規定により作成された資産等報告書等の保存及び閲覧については、なお、従前の例による。</p>	<p>開に関する条例の廃止)</p> <p>2 政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例（平成7年伊東市条例第34号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。</p> <p>（旧条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>3 旧条例第2条から第4条までの規定により作成された資産等報告書等の保存及び閲覧については、なお、従前の例による。</p>	<p>廃止してはならないと考えます。</p>
---	--	------------------------